

令和 8 年度 消費者向け普及啓発事業について

普及啓発事業

(1) ホームページ・SNS

- ・ X (旧 Twitter) や Facebook を活用し、消費者の HACCP に対する認知度を上げる。

(2) 普及啓発グッズの配布

- ・ 消費者に HACCP を周知するため、消費者向けの普及啓発グッズを作成し、イベント等で配布を行う。また、協力してくれる店舗にグッズを配り、店頭での消費者への配布を依頼する。

(3) 家庭での HACCP 活用

- ・ チラシやクリアファイルの配布と SNS での周知を通じて、家庭での HACCP を知ってもらい、食中毒予防に HACCP を役立ててもらおう。



(4) 表示講習会（令和 8 年 6 月実施予定）

- ・ 講師による食品表示の解説を行う。（予定）
- ・ ホームページや区報、X (旧 Twitter) や Facebook を活用し、区民に周知、募集を図る。